

クレディ・アグリコル・エス・エー 第6回円貨社債（劣後特約付）（2018）

期 間 **10年**

利 率 年 **1.020～2.020%**（仮条件 税引前）

申込期間 **2018年6月28日（木）～2018年7月11日（水）**

募集要項

<申 込 単 位> 額面金額200万円以上200万円単位	<条件決定予定日> 2018年6月下旬頃
<発 行 価 格> 各社債の金額100円につき100円	<払 込 期 日> 2018年7月12日（木）
<利 払 日> 年2回（毎年1月12日・7月12日）	<債 券 格 付> BBB(S&P)※ A(Fitch)※各取得予定
<償 還 期 限> 2028年7月12日（水）	

※信用格付を付与した者は、金融商品取引法第66条の27の登録を受けておりません。無登録格付に関する説明は7～8ページをご覧ください。

主なリスクについて

- 本債券の価格は、市場金利の変動などにより上下しますので、償還前に売却する場合には、投資元本を割り込むことがあります。
- 発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化などにより、投資元本を割り込むことがあります。
- 本債券には劣後特約が付されておりますので、詳細につきましては、必ず契約締結前交付書面および目論見書をご覧ください。

金融商品仲介業務を行う登録金融機関



株式会社三井住友銀行
登録金融機関 関東財務局長（登金）第54号
加入協会 / 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

委託金融商品取引業者



SMBC日興証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号
加入協会 日本証券業協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人金融先物取引業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

償還について

- 本債券の償還期限は2028年7月12日です。
- 本債券には期限前償還条項は付されておりません。ただし、税務事由（※1）、資本事由（※2）が発生した場合、発行者の選択により、その時点で未償還の本債券の全部（一部は不可）が、本債券の金額の100%で償還期日（その日を含む）までの未払いの経過利息を付して償還される場合があります。
 - （※1）本債券の発行日以後に有効となった、フランス法令の変更または当該法令の公的適用もしくは公的解釈の変更を理由として、
 - ・発行者が利払日に追加額を支払うことなく利息の支払いができない、かつ、利用可能な合理的手段によって当該追加額の支払義務を回避できない場合
 - ・発行者が当該追加額の支払義務を回避できないにもかかわらず、当該追加額の支払いを禁じられることとなる場合
 - ・本債券に基づく利息の支払い関連の税制の変更の結果、税控除の対象となる利息分が減額される場合
 - （※2）本債券の発行日時点において合理的に予測可能でなかった、本債券の規制区分の変更により、自己資本規制上のTier2資本から本債券の全部または一部が除外される場合

ご投資にあたって

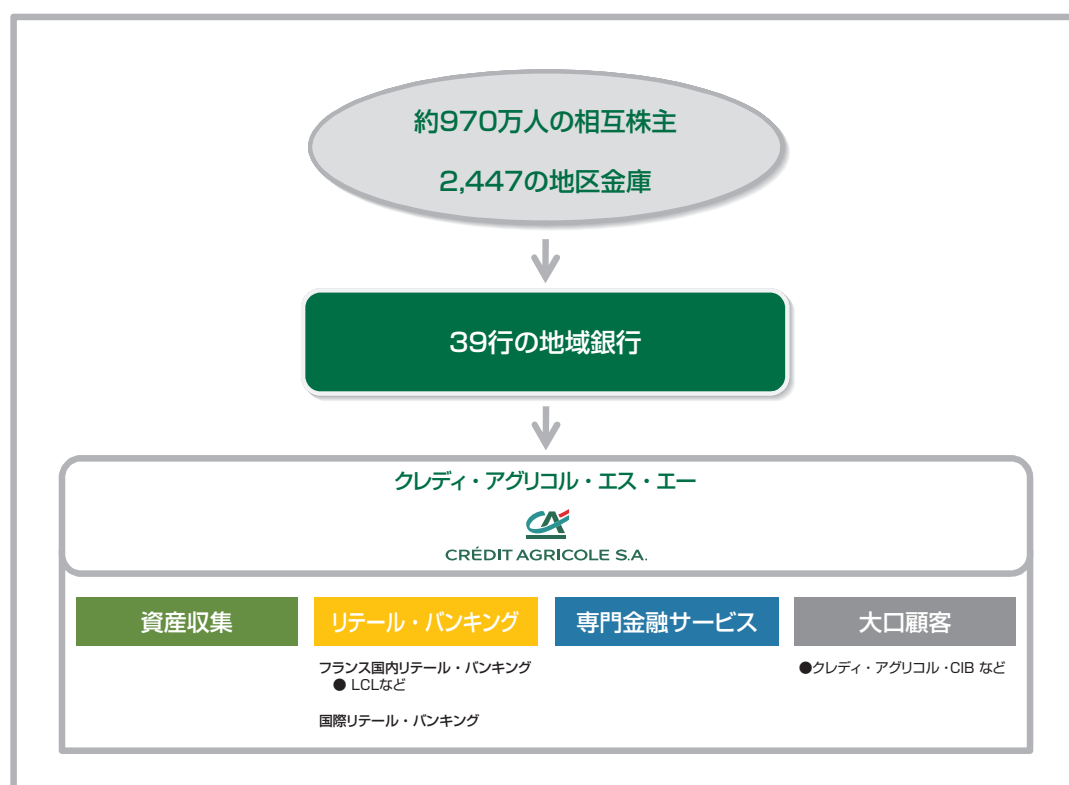
- 利率は仮条件です。最終的に決定される利率は仮条件の範囲外の値となる可能性があります。
- ご検討にあたっては、最新の「目論見書」「契約締結前交付書面」を必ずご覧ください。これらは三井住友銀行本支店等にご用意しています。
- 債券を、三井住友銀行の金融商品仲介にもとづき、募集・売出し等により、またはSMBC日興証券との相対取引により、当該債券の建て通貨で購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 三井住友銀行が金融商品仲介で取り扱う商品は元本保証ならびに利回り・配当の保証のいずれもありません。
- 金利の変動等による債券価格の上昇・下落、株式相場の変動、発行者の財務状況の変化等により、投資した資産の価値が投資元本を割り込むリスクやその他のリスクはお客さまのご負担となります。
- 三井住友銀行が金融商品仲介で取り扱う商品のご購入にあたっては、SMBC日興証券に「証券総合口座」を開設いただく必要がありますので、三井住友銀行がお取り次ぎいたします。
- 三井住友銀行が金融商品仲介で取り扱う商品は預金ではありません。
- 三井住友銀行が金融商品仲介で取り扱う商品は預金保険の対象ではありません。預金保険については、窓口までお問い合わせください。
- 金融商品仲介で取り扱う商品はSMBC日興証券にて保護預りしますので、投資者保護基金の対象となります。
- 債券に関する価格情報および格付の状況等につきましては三井住友銀行までお問い合わせください。
- 債券の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。
- 債券の譲渡益および償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- 一定の条件を満たしている方は、マル優をご利用いただけます。
- 税金についての記載は、作成時点における法令その他の情報に基づくものであり、税金について今後の法令等の改定により取扱が変更される可能性があります。詳細は専門の税理士等にご確認ください。
- 販売額に限度がございますので、売り切れの際はご容赦ください。

クレディ・アグリコル・エス・エーについて

概要

クレディ・アグリコル・エス・エー（以下CASA）は1920年に設立され、フランスに本店を置いています。CASAは、地域銀行（地方の相互金庫の集団）、地区金庫およびクレディ・アグリコル・エス・エー・グループ（CASAおよび連結子会社）から成るクレディ・アグリコル・ネットワークの中央機関として活動しています。CASAは地域銀行の商業、マーケティング戦略を調整し、主に地域銀行および傘下のクレディ・リヨネ銀行（以下LCL）により販売される金融商品の設計、管理を行っています。また、すべてのネットワーク構成機関および関連機関の信用リスクや財務リスクを管理、監視しています。

組織図（2017年12月31日現在）



クレディ・アグリコル・エス・エー・グループの組織は、以下の4つの事業部門により構成されます。

- 資産収集：保険、資産運用および資産管理
- リテール・バンキング：フランス国内リテール・バンキングを営むLCLおよび国際リテール・バンキング
- 専門金融サービス：消費者金融ならびにリーシングなど
- 大口顧客：法人営業および投資銀行業務ならびに資産サービシング

クレディ・アグリコル・エス・エー・グループ財務情報（連結）

百万ユーロ単位		
B/S	2017年12月末	2016年12月末
資産合計	1,550,283	1,524,232
負債合計	1,485,577	1,460,295
株主持分	64,706	63,937

百万ユーロ単位		
P/L	2017年12月期	2016年12月期
収益	18,634	16,853
営業利益	5,009	3,372
税引前利益	5,929	3,347
当期純利益－当行グループの持分*	3,649	3,540

*当行グループはクレディ・アグリコル・エス・エー・グループを指します

出所：各種資料よりSMBC日興証券作成

新型劣後債について

1 バーゼルⅢ適格 Tier2証券（新型劣後債）について

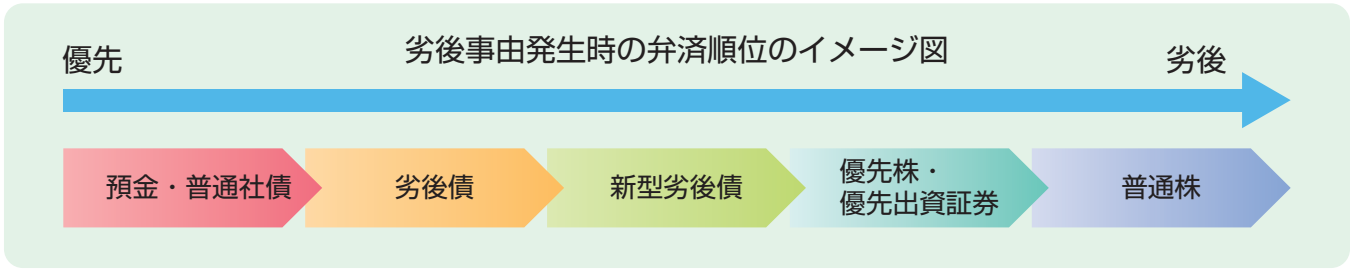
新型劣後債は、国際的な銀行自己資本比率規制（バーゼルⅢ）においてTier2資本として計上することができる劣後債です。

劣後特約により一定の劣後事由（※1）が発生した場合、その元利金の支払は劣後債券以外の上位債券にかかる支払よりも後順位におかれます。

さらに、実質破綻と認定された時には、損失の吸収（元本の削減または普通株転換）が発生するリスクがございます（「3 実質破綻認定時の損失吸収について」をご覧ください）。

- （※1） 劣後事由の例
- ・破産手続きの開始
 - ・会社更生手続きの開始
 - ・民事再生手続きの開始 など

《図表1》 弁済順位



2 バーゼルⅢについて

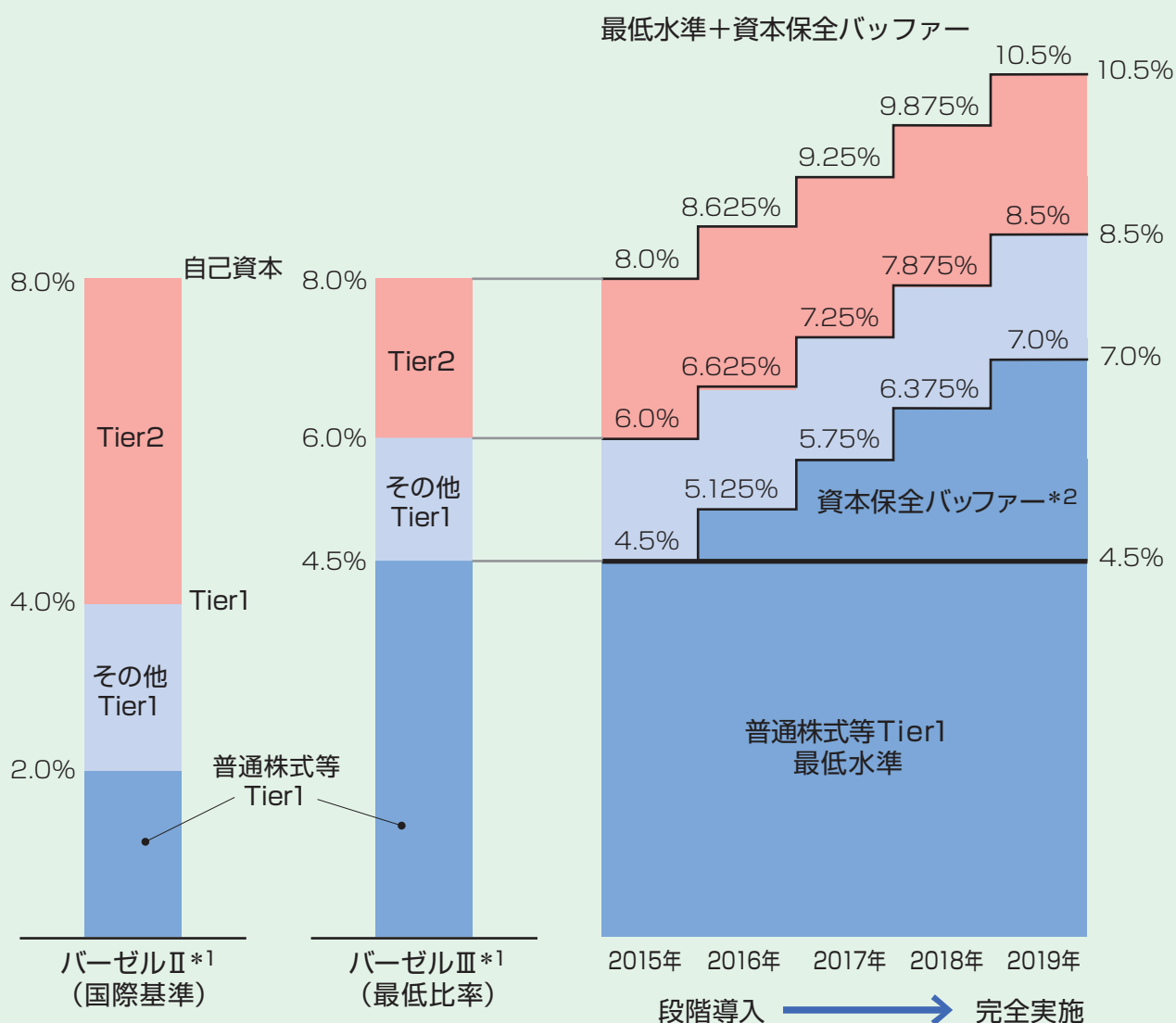
バーゼル規制は、「バーゼル銀行監督委員会」が公表している国際的に活動する銀行の自己資本比率等に関する国際統一基準です。バーゼルⅢは2010年に合意が成立した新しいバーゼル規制の枠組みで、2013年から段階的に実施されています。

《図表2》 バーゼル規制推移

	バーゼルⅠ	バーゼルⅡ	バーゼルⅢ
合 意 時 期	1988年	2004年	2010年
日本での開始時期	1993年～	2007年～	2013年～
主 な 内 容	・銀行の自己資本比率の測定方法（信用リスクに対して十分な自己資本を保有しているか） ・達成すべき最低水準（8%以上）	・最低所要自己資本比率規制（リスク計測の精緻化） ・銀行自身による経営上必要な自己資本額の検討と当局によるその妥当性の検証 ・情報開示の充実を通じた市場規律の実効性向上	・自己資本比率規制の厳格化 ・定量的な流動性規制 ・過大なリスクテイクを抑制するためのレバレッジ比率

バーゼルⅢにおいて銀行の規制自己資本は、普通株式等Tier1（普通株、内部留保など）、その他Tier1（優先株、優先出資証券、永久劣後債など）、Tier2（新型劣後債、劣後ローン、一般貸倒引当金など）に区分されており、それぞれについて必要最低水準の達成が求められるなど、自己資本比率規制は厳格化されています。

《図表3》バーゼルⅡおよびⅢにおける自己資本比率の必要最低水準



*1 バーゼルⅢではTier1資本が普通株式等Tier1、その他Tier1に明確に区分され、自己資本比率の最低水準は総自己資本比率だけでなく、普通株式等Tier1比率、Tier1比率のそれぞれについても定められています。

*2 バーゼルⅢでは必要最低自己資本比率とは別にストレス期（景気後退期に損失が発生した場合）に取崩し可能な資本保全バッファを要求されます（金融システムに混乱がおよぶおそれのあるグローバルなシステム上重要な銀行はさらに、追加で資本バッファを求められます）。バッファ水準を下回った割合に応じ、配当、賞与、自社株買い等による資本の社外流出に制限が課され、自己資本の最低水準を下回らないようにバッファの役割を果たします。

3 実質破綻認定時の損失吸収について

実質破綻は、各国によって認定されますが、その定義は異なります。日本の場合には債務超過、支払停止またはそのおそれがある場合等に認定されると考えられますが、国によっては監督当局が破綻のおそれがあるとしてその前に認定する可能性がございます。なお、公的資金を投入するにあたり、実質破綻の認定が必要かどうかについても各国で見解が異なります。

また、各国の法制、解釈により債券の発行条件に実質破綻時損失吸収条項を定める必要がある場合と法令上の破綻処理制度で代替される場合がございます。

《図表4》主な国・地域の実質破綻の判断機関、破綻処理の根拠法、損失吸収の根拠

	実質破綻の判断機関	根拠法	損失吸収の根拠
日本	金融庁	預金保険法	債券の発行条件に記載
米国	FDIC(連邦預金保険公社)が中心 FRB(連邦準備委員会) 財務省	預金保険法 ドッド=フランク法	FDICの管財人権限 (ドッド=フランク法)
EU圏	ECB(欧州中央銀行)が中心 EU各国の監督機関と SSM(単一監督制度)のもとで連携	BRRD (金融機関の再生および 破綻処理に関する指令)	BRRDの破綻処理スキーム (ベイル・イン)

わが国では、実質破綻時損失吸収条項が発行条件に含まれています。実質破綻と認定される場合としては、預金保険法（第102条 第1項第2号および第3号ならびに第126条の2 第1項第2号）によって債務超過、支払停止またはそのおそれがあるとされた場合等が考えられます。

《図表5》わが国における公的サポートの枠組みおよび実質破綻事由

公的サポートの枠組み			対象金融機関		要件	実質破綻
			銀行	銀行 持株会社		
金融機能強化法		資本増強	○	○	破綻*1でも 債務超過でもない	—
預金保険法 第102条	第一号措置	資本増強	○	○	過小資本	—
	第二号措置	預金保険を上回る 金額の資金援助	○	—	破綻*1または債務超過	該当
	第三号措置	一時国有化による 特別危機管理	○	—	破綻*1かつ債務超過	該当
預金保険法 第126条の2	特定第一号措置	資金の貸付け等 または資本増強	○	○	債務超過でない	—
	特定第二号措置	金融機関等の特定 合併等を援助する ための資金援助	○	○	支払停止 または債務超過*2	該当

*1 破綻：預金の払戻しを停止した場合またはそのおそれのある場合

*2 支払停止または債務超過のおそれを含む

SMBC日興証券株式会社

お客様各位

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

つきましては、格付会社（ムーディーズ・インベスターズ・サービス、S&P グローバル・レーティング、フィッチ・レーティングス）の「無登録格付に関する説明書」を下記の通りお知らせ致します。

記

〈無登録格付に関する説明書（ムーディーズ・インベスターズ・サービス）〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成30年4月16日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

〈無登録格付に関する説明書(S&P グローバル・レーティング)〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第5号)

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>)に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成29年3月7日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

〈無登録格付に関する説明書(フィッチ・レーティングス)〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」と称します。)

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第7号)

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.fitchratings.co.jp/web/>)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成28年5月13日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

以上

3044N

2018年6月19日発行